

参考資料

令和6年9月第3回定例会

令和6年大府市議会第3回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	令和5年9月	令和6年9月
1 条 例	5	3
(1) 制 定	0	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	5	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	5	4
(1) 一般会計予算	3	2
(2) 特別会計予算	1	1
(3) 企業会計予算	1	1
3 その他の議案	2	3
4 人 事 案 件	1	1
5 決 算	5	5
計	18	16

令和6年大府市議会第3回定例会提出議案

【報告】

- 報告第 7号 令和3年度大府市水道事業会計継続費精算報告書について
報告第 8号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【条例】

- 議案第48号 大府市使用料条例の一部改正について
議案第49号 大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
議案第50号 大府市国民健康保険条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第51号 令和6年度大府市一般会計補正予算（第5号）
議案第52号 令和6年度大府市一般会計補正予算（第6号）
議案第53号 令和6年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第54号 令和6年度大府市水道事業会計補正予算（第1号）

【その他】

- 議案第55号 指定管理者の指定について
議案第56号 市道の路線廃止について
議案第57号 市道の路線変更について

【決算】

- 認定第 1号～認定第 5号
令和5年度大府市一般会計歳入歳出決算及び2特別会計歳入歳出決算の認定並びに令和5年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

後日提案

【人事】

- 議案第58号 教育委員会委員の任命について

【報 告】

報告第 7号 令和3年度大府市水道事業会計継続費精算報告書について

令和3年度大府市水道事業会計予算で設定した継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により報告するもの

- ・配水施設の整備事業

(担当課等)

水道工務課

報告第 8号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するもの

※「令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の概要」参照（6頁）

(担当課等)

法務財政課

【条 例】

議案第48号 大府市使用料条例の一部改正について

受益者負担の適正化及び勤労文化会館の改修等に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・受益者負担の適正化を図るため、公共施設の使用料を改定するもの
- ・勤労文化会館について、宿泊室等の改修に伴い使用料を改定するとともに、女性活躍企業等及び健康経営優良法人に対する使用料の優遇措置を新設するもの
- ・施設の利用状況に応じた規定の整備

(施行期日)

令和7年4月1日

(担当課等)

法務財政課、文化スポーツ交流課

議案第49号 大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・指定障害者支援施設に対し、利用者の希望に沿った地域生活への移行に向けた措置を講じるとともに、当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用について、利用者の意向を確認し必要な援助を行うことを義務付けるもの

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

高齢障がい支援課

議案第50号 大府市国民健康保険条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による健康保険証の廃止に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・健康保険証の返還に係る罰則規定の削除
- ・引用条項の整理

（施行期日）

令和6年12月2日

（担当課等）

保険医療課

【補正予算】

議案第51号 令和6年度大府市一般会計補正予算（第5号）

※「第3回定例会補正予算（その1）の概要」参照（8頁）

- 議案第 5 2 号 令和 6 年度大府市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 5 3 号 令和 6 年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 4 号 令和 6 年度大府市水道事業会計補正予算（第 1 号）

※「第 3 回定例会補正予算（その 2）の概要」参照（12 頁）

【その他】

議案第 5 5 号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

（内 容）

- ・ 公の施設の名称 長草デイサービスセンター
- ・ 指定の相手方 大府市森岡町一丁目 30 番地
特定非営利活動法人ネットワーク大府
理事長 矢 澤 久 子
- ・ 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照（17 頁）

（担当課等）

高齢障がい支援課

議案第 5 6 号 市道の路線廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を廃止するため、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの

（内 容）

- ・ 市道 2152 号線について、県道東浦名古屋線の整備に伴い、廃止するもの

※「路線廃止・変更位置図」参照（23 頁）

（担当課等）

建設総務課

議案第 5 7 号 市道の路線変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道2285号線について、県道東浦名古屋線の整備に伴い、終点を変更するもの

※「路線廃止・変更位置図」参照(23頁)

(担当課等)

建設総務課

【決 算】

認定第 1号～認定第 5号

令和5年度大府市一般会計歳入歳出決算及び2特別会計歳入歳出決算の認定並びに令和5年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大府市一般会計歳入歳出決算及び2特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すもの。また、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度大府市水道事業会計決算及び大府市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すとともに、同法第32条第2項の規定により、令和5年度大府市水道事業会計及び大府市下水道事業会計に係る剰余金の処分について議会の議決を求めるもの

後日提案

【人 事】

議案第58号 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

(内 容)

- ・委員5名のうち2名の任期(4年)が満了することに伴い、委員を任命するもの

(担当課等)

学校教育課

報告第8号関係

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表する。

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (12.37)	－ (17.37)	△0.2 (25.0)	－ (350.0)

* 早期健全化基準を括弧内に表示する。

（1）実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。大府市の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は△7.88％（負の値）となるので、「－」と表示する。

（2）連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。大府市の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は△23.24％（負の値）となるので、「－」と表示する。

(3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年の平均値）。大府市の実質公債費比率は、特定財源等が地方債の元利償還金等を上回り、△0.2%（負の値）となる。

(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。大府市の将来負担比率は、充当可能基金額等が将来負担額を上回り、△19.0%（負の値）となるので、「-」と表示する。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	- (20.0)
下水道事業会計	- (20.0)

* 経営健全化基準を括弧内に表示する。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。水道事業会計及び下水道事業会計はいずれも資金の不足額がなく、資金不足比率が算定されないため、「-」と表示する。

第3回定例会補正予算（その1）の概要

1 総括

第3回定例会に提出する一般会計補正予算（第5号）は、補正予算額が4,675千円の増額で、補正後の予算規模は、39,710,156千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、生活保護制度の改正に対応するため、生活保護業務システム改修委託料4,675千円を新たに計上するものである。

歳入では、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金750千円及び財政調整基金繰入金3,925千円をそれぞれ増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和5年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	39,705,481	4,675	39,710,156	38,120,610	1,589,546	4.2
特別会計	9,034,732	0	9,034,732	9,080,464	△45,732	△0.5
国民健康保険	7,380,045	0	7,380,045	7,656,106	△276,061	△3.6
後期高齢者医療	1,654,687	0	1,654,687	1,424,358	230,329	16.2
企業会計	5,838,669	0	5,838,669	6,612,853	△774,184	△11.7
水道事業	2,618,162	0	2,618,162	3,197,777	△579,615	△18.1
下水道事業	3,220,507	0	3,220,507	3,415,076	△194,569	△5.7
合計	54,578,882	4,675	54,583,557	53,813,927	769,630	1.4

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,889,112	750	5,889,862	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金増額 750
19 繰入金	2,740,323	3,925	2,744,248	財政調整基金繰入金増額 3,925
計	39,705,481	4,675	39,710,156	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
3 民生費	15,970,754	4,675	15,975,429	生活保護事務管理事業 生活保護業務システム改修委託料 4,675
計	39,705,481	4,675	39,710,156	

4 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和5年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和6年度中増減見込額			令和6年度末 残高見込額	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		6,033,563	18,161		493,006	5,558,718		3,925	5,554,793
奨学基金		52,006			7,667	44,339			44,339
減債基金		341,134	137			341,271			341,271
緑化基金		155,424			5,015	150,409			150,409
文化振興基金		30,514			12,380	18,134			18,134
国際交流基金		81,445			2,548	78,897			78,897
スポーツ振興基金		57,425			1,999	55,426			55,426
協働のまちづくり推進基金		14,096			1,599	12,497			12,497
公共施設等整備基金		797,172	1,891			799,063			799,063
みちづくり基金		501,168	527		140,295	361,400			361,400
子ども・子育て応援基金		619,192	181		74,314	545,059			545,059
ふるさとおおぶ応援基金		2,764,206	1,209,299		2,000,000	1,973,505			1,973,505
地方創生応援基金		1,500			1,500	0			0
合	計	11,448,845	1,230,196	0	2,740,323	9,938,718	0	3,925	9,934,793
国民健康保険財政調整基金		258,493	33		255,475	3,051			3,051

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

第3回定例会補正予算（その2）の概要

1 総括

第3回定例会に提出する補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び水道事業会計で、補正予算の総額は、1,859,611千円の増額で、補正後の予算規模は、56,443,168千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第6号）は、補正予算額が1,859,030千円の増額で、補正後の予算規模は、41,569,186千円となる。

主な補正内容は、次のとおりである。

歳出では、公共施設等整備基金積立金 250,000 千円、財政調整基金積立金 1,031,027 千円、文化振興基金積立金 50,000 千円、子ども・子育て応援基金積立金 150,000 千円及び竹林の小径保全管理報償金 200 千円を新たに計上するとともに、文書管理事業に係る通信運搬費 1,200 千円、国県支出金等返還金 357,774 千円、市有財産管理事業に係る車両（1件 100 万円以上）4,596 千円、文化芸術支援事業に係る施設借上料 141 千円、民間保育所等整備補助金 2,340 千円、補助幹線道路改良工事費 2,452 千円、河川水路等改良工事費 6,000 千円等を増額するものである。

また、防災体制の強化を図るため、災害対策整備事業に係る施設用備品 1,871 千円、小学校施設整備管理事業に係る修繕料 1,224 千円等を増額するものである。

歳入では、就学前教育・保育施設整備交付金 1,560 千円、単独土地改良事業補助金 3,900 千円、財政調整基金繰入金 371,693 千円、前年度繰越金 1,481,027 千円及びクリーンエネルギー自動車導入促進補助金 850 千円をそれぞれ増額するものである。

（2）国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容は、歳入で、一般被保険者国民健康保険税24,605千円を増額するほか、国民健康保険財政調整基金繰入金20,423千円及び前年度繰越金4,182千円をそれぞれ減額するものである。

（3）水道事業会計

水道事業会計補正予算（第1号）の内容は、収益的支出で、業務費に係る通信運搬費581千円を増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和5年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	39,710,156	1,859,030	41,569,186	38,120,610	3,448,576	9.0
特別会計	9,034,732	0	9,034,732	9,080,464	△45,732	△0.5
国民健康保険	7,380,045	0	7,380,045	7,656,106	△276,061	△3.6
後期高齢者医療	1,654,687	0	1,654,687	1,424,358	230,329	16.2
企業会計	5,838,669	581	5,839,250	6,612,853	△773,603	△11.7
水道事業	2,618,162	581	2,618,743	3,197,777	△579,034	△18.1
下水道事業	3,220,507	0	3,220,507	3,415,076	△194,569	△5.7
合計	54,583,557	1,859,611	56,443,168	53,813,927	2,629,241	4.9

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	5,889,862	1,560	5,891,422	就学前教育・保育施設整備交付金増額	1,560
16 県支出金	2,890,269	3,900	2,894,169	単独土地改良事業補助金増額	3,900
19 繰入金	2,744,248	371,693	3,115,941	財政調整基金繰入金増額	371,693
20 繰越金	200,000	1,481,027	1,681,027	前年度繰越金増額	1,481,027
21 諸収入	1,867,283	850	1,868,133	クリーンエネルギー自動車導入促進 補助金増額	850
計	39,710,156	1,859,030	41,569,186		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	5,990,962	1,694,803	7,685,765	ファシリティマネジメント推進事業 公共施設等整備基金積立金 文書管理事業 通信運搬費増額 予算執行管理事業 国県支出金等返還金増額 財政調整基金積立金 市有財産管理事業 自動車損害保険料増額 車両(1件100万円以上)増額 文化芸術支援事業 駐車場整理委託料増額 施設借上料増額 文化振興基金積立金	250,000 1,200 357,774 1,031,027 52 4,596 13 141 50,000
3 民生費	15,975,429	152,340	16,127,769	私立保育園運営事業 民間保育所等整備補助金増額 子ども・子育て支援事業計画推進事業 子ども・子育て応援基金積立金	2,340 150,000
8 土木費	4,275,130	8,652	4,283,782	補助幹線道路改良事業 補助幹線道路改良工事増額 水路等維持事業 河川水路等改良工事増額 緑花維持管理事業 竹林の小径保全管理報償金	2,452 6,000 200
9 消防費	1,344,334	2,011	1,346,345	災害対策整備事業 消耗品費増額 施設用備品増額	140 1,871

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
10 教育費	4,249,897	1,224	4,251,121	小学校施設整備管理事業 修繕料増額 1,224
計	39,710,156	1,859,030	41,569,186	

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入	千円
一般被保険者国民健康保険税	
医療給付費分現年課税分増額	14,007
後期高齢者支援金分現年課税分増額	8,612
介護納付金分現年課税分増額	1,986
国民健康保険財政調整基金繰入金減額	△20,423
前年度繰越金減額	△4,182
計	0

5 水道事業会計

(1) 収益的支出	千円
通信運搬費増額	581
計	581

6 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和5年度末 残高	今回補正前		令和6年度末 残高見込額	今回補正額			令和6年度末 残高見込額
			令和6年度中増減見込額			令和6年度中増減見込額			
			積立見込額	取崩見込額		積立見込額	決算剰余金	取崩見込額	
財政調整基金		6,033,563	18,161	496,931	5,554,793		1,031,027	371,693	6,214,127
奨学基金		52,006		7,667	44,339				44,339
減債基金		341,134	137		341,271				341,271
緑化基金		155,424		5,015	150,409				150,409
文化振興基金		30,514		12,380	18,134		50,000		68,134
国際交流基金		81,445		2,548	78,897				78,897
スポーツ振興基金		57,425		1,999	55,426				55,426
協働のまちづくり推進基金		14,096		1,599	12,497				12,497
公共施設等整備基金		797,172	1,891		799,063		250,000		1,049,063
みちづくり基金		501,168	527	140,295	361,400				361,400
子ども・子育て応援基金		619,192	181	74,314	545,059		150,000		695,059
ふるさとおおぶ応援基金		2,764,206	1,209,299	2,000,000	1,973,505				1,973,505
地方創生応援基金		1,500		1,500	0				0
合	計	11,448,845	1,230,196	2,744,248	9,934,793	0	1,481,027	371,693	11,044,127
国民健康保険財政調整基金		258,493	33	255,475	3,051			△20,423	23,474

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

特定非営利活動法人ネットワーク大府の概要

団体の名称	特定非営利活動法人ネットワーク大府
所在地	大府市森岡町一丁目30番地
代表者	理事長 矢澤久子
設立年月日	平成11年9月2日
設立目的	たすけあいの心を大切にする市民とともに、住み慣れた所で安心して暮らせるまちづくりの一環として、高齢者、障がい者等を対象に福祉に関するサービス事業を行い、社会全体の利益に貢献することを目的とする。
活動（事業）の種類	次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 子どもの健全育成を図る活動 次の事業を行う。 1 市民生活支援サービス事業 2 市民生活支援に係る委託事業 3 デイサービスに係る事業 4 福祉に関する研修・啓発事業 5 高齢者・障がい者等の自立や生活を支援する事業 6 福祉に関する用具・物品の提供事業 7 福祉に関する相談助言事業 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業並びに地域生活支援事業 9 介護保険法による居宅介護支援事業 10 介護保険法による訪問介護事業 11 介護保険法による通所介護事業 12 介護保険法による認知症対応型共同生活介護事業 13 介護保険法による指定地域密着型サービス及び介護予防サービス事業 14 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
役員及び職員	1 理事長 1名 2 副理事長 2名 3 理事 11名 4 監事 2名 5 職員 180名

**長草デイサービスセンターの
管理運営に関する
事業計画書（抜粋）**

1. 指定管理期間内の施設の管理運営の方針

ア 地域の介護拠点

市民がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう良質な介護サービスの提供を行う地域の介護拠点を目指します。

イ 良質な介護サービスの提供

介護保険制度改正等の動向を注視し、利用対象者の要介護度や、認知症、身体・知的・精神障がい等多様なニーズに対応した良質な通所サービスの提供を行います。

2. 住民が平等に施設を利用するための基本的な考え方

ア 利用者の思いを大切に公平な信頼ある対応

(ア) 利用者の尊厳を保持し、安心して楽しく過ごせるよう、サービスの向上を図ります。

(イ) 施設の利用については、公平かつ適切な運営を行い、利用者に対して差別的扱いはしません。

イ 支援が必要な人に平等なサービスの提供を行います。

利用者に対するサービスの向上を図るために、研修に参加し、業務のマニュアルに基づき、職員の意識向上に努めます。

3. 施設の設置目的を効果的に達成するための考え方

(1) 設置目的及び運営の方向性との適合性について

ア 住み慣れた地域で安心して暮らすための拠点

(ア) デイサービスセンターの管理運営を行うことで、高齢者を見守り、その人がその人らしく安心安全な暮らしを続けられるよう支援します。

(イ) 隣接する長草保育園の園児との交流を行い、地域のボランティアも受け入れ、交流します。「地域共生社会」を目指します。

イ 利用者の確保

利用者の増加のために長草デイサービスセンターの地域、施設の特性、特徴を最大限に生かしたサービスの提供に取り組みます。

(2) サービス向上の方策について

ア 利用者の増加を図るため、広報誌「ネットワーク大府」をさらに充実させ情報発信を行います。

イ 介護保険法の趣旨に沿った適正なサービスを提供する上で、利用者の尊厳を保持することが大切であると考えます。丁寧な対応を行うために研修等を通して職員の意識向上の取組を行います。

ウ 利用者のニーズを把握して具体的な問題点の改善を行います。調査実施（アンケート）に関しては、市と協議の上実施します。提案事業の企画実施については、市と事前に協議し、承諾を得て行い、内容の報告を行います。

エ 作品展やお楽しみ会を開催し、地域の人達との交流及び保育園との交流を行います。

(3) 収支計画について

ア 委託事業の見直し、経費の見直し、業務の見直しをして、経費削減を効率的に行います。

イ 管理運営に関する収支は、デイサービスセンター事業の独立採算を維持し、収入額に応じた支出を計上します。

(4) 施設管理について

ア 施設の維持管理

- (ア) 施設維持管理のための保守点検、消防設備の定期点検、建物、工作物等の軽微な修繕等の維持管理を適切に行います。
- (イ) 施設の維持運営に必要な備品は、指定管理者が確保します。
- (ウ) 新たな備品の設置については、市と協議し、承諾を得た上で設置します。
- (エ) 業務を兼務できるように、人員の配置を見直し、人件費の削減に努めます。

イ 施設の安全配慮

- (ア) 施設の管理については、利用者の安全に配慮します。事故や機器の故障等は速やかに対応し、安心安全を確保できるように努めます。
- (イ) 防火管理責任者等の選任は、指定管理者において行います。

ウ 環境への配慮

環境に配慮し、資源の分配を行い、循環型社会を目指します。

(5)安全対策（リスクマネジメント）について

ア 事故防止について

- (ア) 施設の安全については、管理者を責任者とします。
- (イ) ヒヤリハットの報告を全職員に周知し事故防止を心がけます。車両や設備点検の実施を徹底します。緊急・災害時は安全確保を第一とし、その後、原因検証の上、市に報告をします。また、緊急連絡網を整備し、速やかに対応します。

イ 緊急時の対応

- (ア) 年2回以上の避難訓練を実施し、地震・火災時の安全確保に努めます。
- (イ) 災害等で施設の利用を制限する場合は、市と協議の上行います。
- (ウ) 職員は、消防計画に定める役割を担います。
- (エ) 職員は、事故、災害等の緊急時は利用者の安全が確保できるように行動をとります。
- (オ) 災害対策本部が設置された場合は、福祉避難所として市と協定を結んでいるため、避難所機能を優先します。
- (カ) 不審者の対応は、マニュアルを整備し、職員と利用者で対応の仕方を共有します。

(6)研修計画について

ア 基本的研修

- (ア) ネットワーク大府の研修事業を活用します。
- (イ) 下記研修を行い、職員の意識、技術及び知識の向上に努めます。
リスクマネジメント、ハラスメント、個人情報保護、守秘義務、感染症、接遇、交通安全、防災、防火訓練、コミュニケーション等

イ サービス向上のための研修

- (ア) 新人研修の実施（採用3か月以内に実施、配置以外の他事業所でも実施）
- (イ) 外部研修にも参加し、スキルアップを目指します。

4. 業務の実施に関する計画についての考え方

(1)物的能力について

ア 財源について

- (ア) 管理運営にかかる経費は、介護保険法に基づく介護報酬、老人福祉法に基づき市町村から支給される費用及び利用者から徴収する利用料金で賄います。

(イ) 備品については、市所有の備品については市と協議の上使用し、その他必要な備品等は市と協議の上設置します。

(ウ) 修繕については協定の規定に基づき行います。

イ 施設の管理運営のサポート

事業は長草町で行いますが、ネットワーク大府本部職員も管理運営において、事業者としてのサポートを行います。

(2) 人的能力について

ア 人員配置

(ア) 介護保険法に定める人員基準、労働基準法等の法令を遵守し、適正な人員を配置します。

(イ) 職員は、長草デイサービスセンターに配置し、サービスの向上を目指します。運営規定のとおり適切な管理を行い、法令遵守の運営に努めます。

(ウ) 新たに雇用が発生する場合は、率先して市民の雇用を図ります。

イ 地域の社会資源の活用

大学生、高校生、中学生、小学生及び地域のボランティアの受け皿となり、また愛知県職員2年目の職員研修を受け入れます。地域の社会資源の活用を図ります。

(3) 類似施設の管理実績について

ア 通所介護事業所「あいこでしょ」	平成13年7月より事業運営
イ 追分デイサービス「このゆびとまれ」	平成15年1月より事業運営
ウ 機能訓練支援型デイサービス「しゃんしゃん」	平成30年7月より事業運営
エ 機能訓練支援型デイサービス「エール」	令和3年4月より事業運営
オ 大府市デイサービスセンター・長草デイサービスセンター	令和4年4月より指定管理(令和7年3月迄)

5. 職員配置について

(1) 職員の体制について (役職、資格、人数等)

職員は、介護保険法、運営規定等に基づき配置します。管理者、生活相談員、看護師、介護員、運転手等を配置し、通所事業が円滑に展開できるように対応します。

・管理者 生活相談員兼務	常勤	1名
・生活相談員 介護員兼務	常勤	1名
・看護師	常勤	1名
・介護職	常勤	1名
・看護師 介護職 兼務	非常勤	2名
・介護職員	非常勤	15名
・運転手	非常勤	3名

(2) 勤務体制について

勤務体制は、通所事業の業務が円滑に行えるように、また、職員が気持ちよく、やりがいを持って働けるように勤務のシフトを組んで対応します。

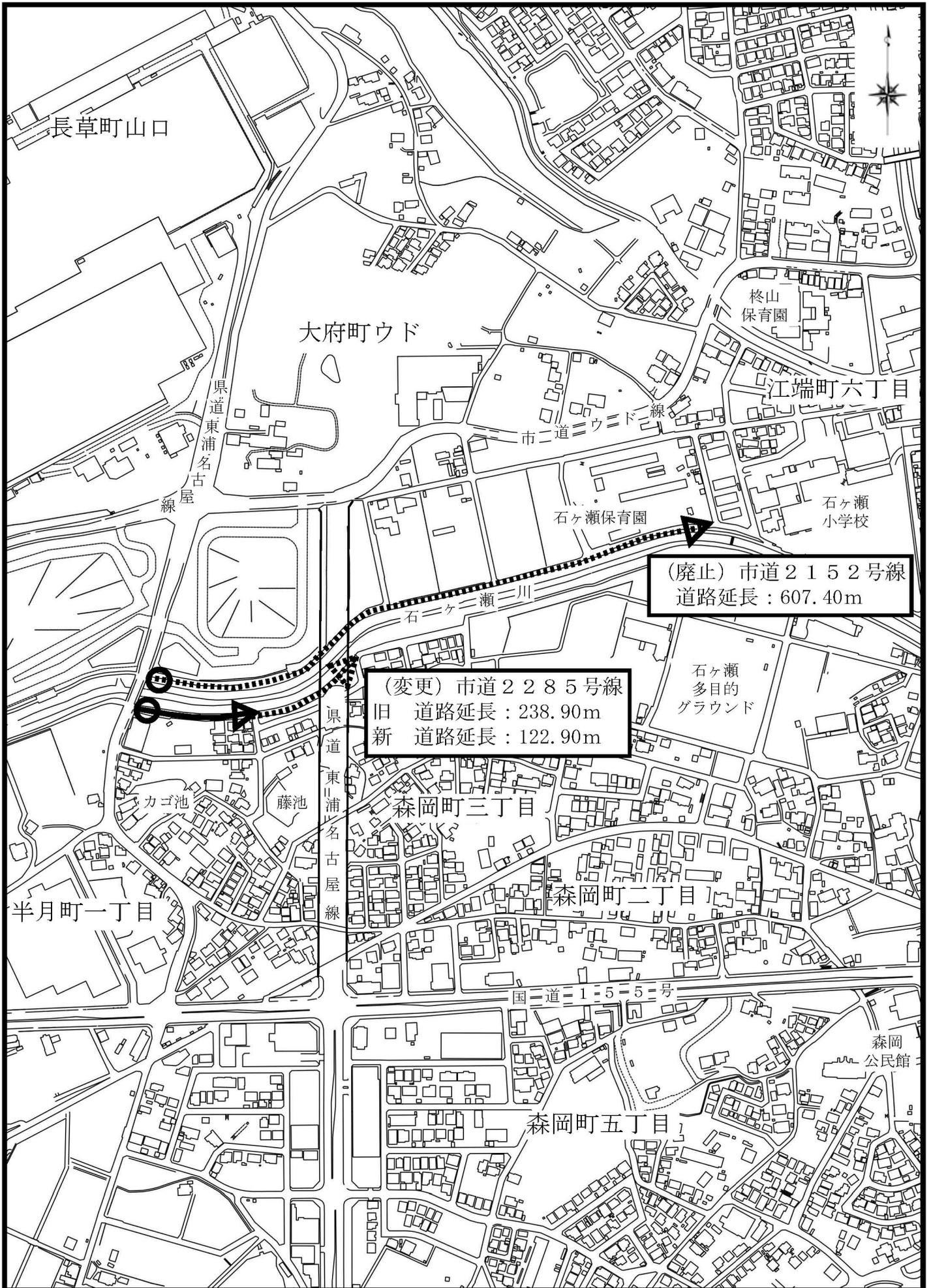
長草デイサービスセンター 審査結果

※満点500点／基準点300点(6割)

	審査基準	評点	基準点	評価点
				ネットワーク大府
1	利用者の平等利用が確保されること。 (1) 平等利用及び適格性の確保 ① 申込方法等について市民の平等利用が図られているか。 ② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。 ③ 市長、議員その他の特別職又はその家族等が指定管理者応募者の役員等となっていないか。	25	15	15
	小計	25	15	15
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。 (1) 設置目的及び運営の方向性との適合性 ① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。 ② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。 ③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。 (2) サービス向上 ① 施設の利用促進及び利用者の増加に向けた事業計画であるか。 ② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。 ③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。 ④ 事業の提案内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。 (3) 収支計画 ① 収入及び支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算の根拠及び方法は適当であるか。 ② 事業計画との整合性は図られているか。 ③ 事業計画を実行するための必要な経費が全て計上されているか。 (4) 施設管理 ① 管理区域及び業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。 ② 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。 ③ 省エネや環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。 ④ 障がい者、子ども及び高齢者の利用への配慮はされているか。 (5) 安全対策(リスクマネジメント) ① 利用者の安全対策は適切に示されているか。 ② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。 ③ 個人情報の保護、秘密保持及び情報公開への取組は適切に示されているか。 (6) 研修計画 ① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。 ② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。 ③ 個人情報の保護及び秘密保持についての研修が確保されているか。	50	30	42
		50	30	40
		50	30	36
		50	30	38
		50	30	36
		50	30	38
	小計	300	180	230
3.	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。 (1) 物的能力 ① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。) ② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。 ③ 必要な資機材を確保しているか、又は確保できる見込みがあるか。 (2) 人的能力 ① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。 ② 施設管理業務に関する知識及び経験を有した職員を配置する計画となっているか。 ③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業に取り組む体制があるか。 (3) 類似施設の管理実績 ① 類似施設の管理実績があるか。	50	30	50
		50	30	30
		25	15	25
	小計	125	75	105
4.	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。 (1) 見積金額 ① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。 ② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。 (2) 事業所の所在地 ① 経営主体が天府市内又は近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理下で指導できる体制か。	25	15	15
		25	15	25
	小計	50	30	40
	合計	500	300	390

【加対象】以下の社会貢献度に関する事項に該当する場合には、加対象とする。

	加対象	評点	基準点	ネットワーク大府
1	健康経営優良法人認定(当該年度)	1	—	0
2	女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証(あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等)	1	—	0



(廃止) 市道2152号線
道路延長：607.40m

(変更) 市道2285号線
旧 道路延長：238.90m
新 道路延長：122.90m

1:5,000

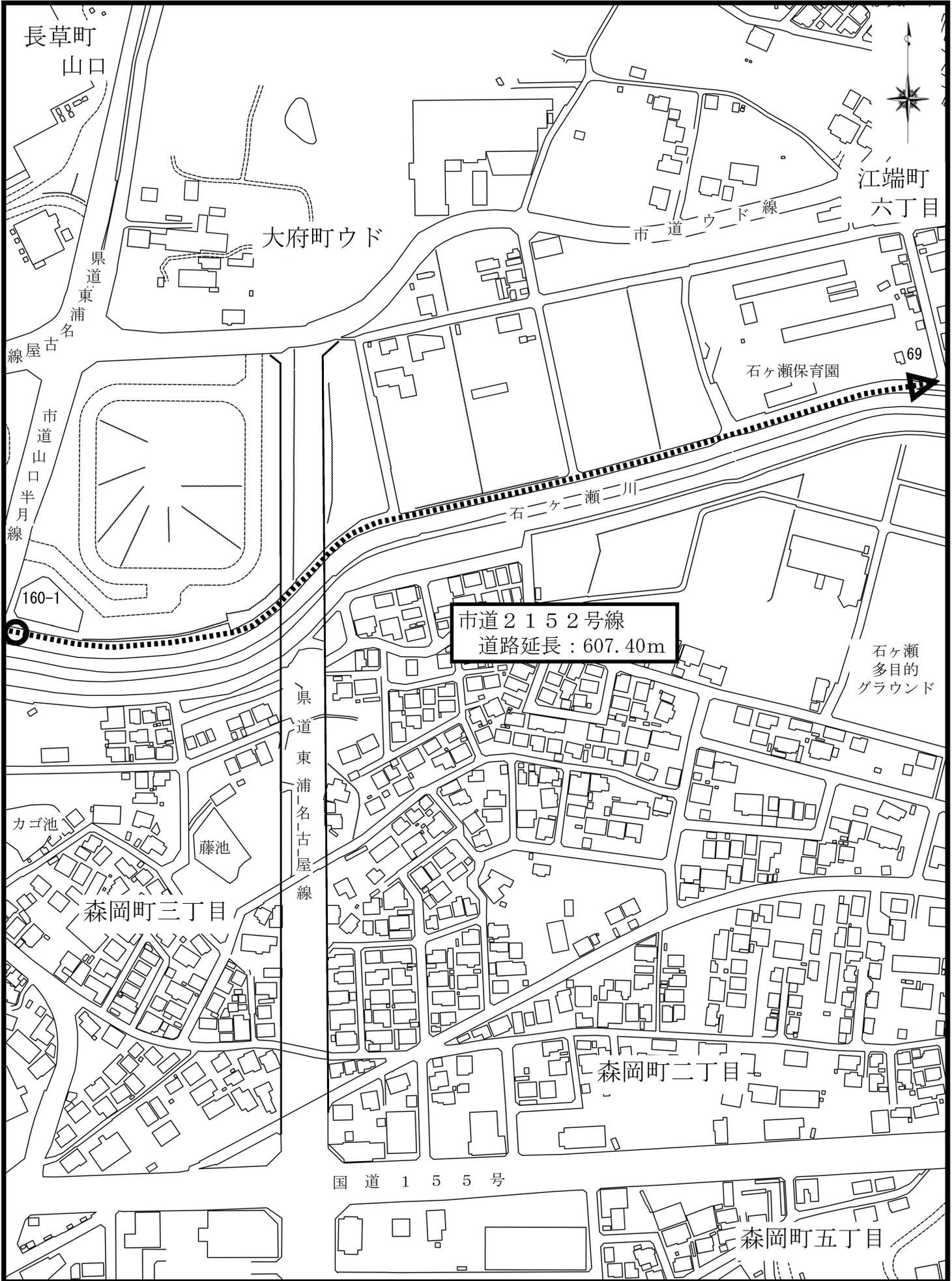


: 終点 (旧)

○ : 起点

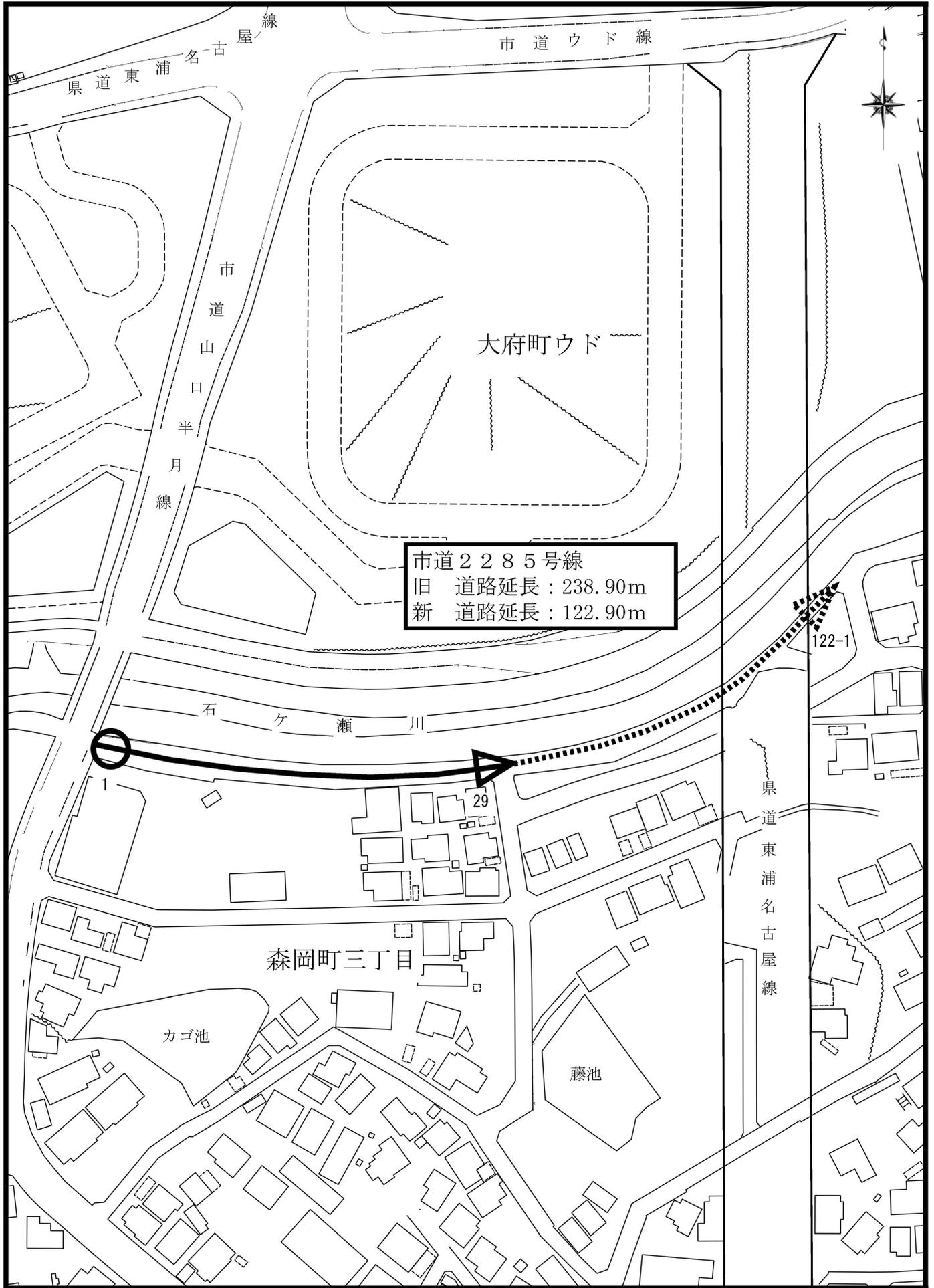
▲ : 終点

詳細図(廃止)



1:3,000
24

○ : 起点
▲ : 終点



市道2285号線
旧 道路延長: 238.90m
新 道路延長: 122.90m

1:1,500

○ : 起点
▲ : 終点 (新)
▲ : 終点 (旧)